

1. 17 ページ

- ・確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表 ④確定保険料額（その2）

（誤）「一円の端数が生じる場合」 → （正）「一円未満の端数が生じる場合」

2. 18 ページ

- ・申告書の記入にあたって 労災保険率(平成30年4月1日改定)

（誤）「「特1」」 → （正）「「特01」」

3. 28 ページ

- ・記入例5 ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額（イ）

（誤）「0」 → （正）「（記載なし）」

- ・⑧保険料・一般拠出金算定基礎額及び⑩確定保険料・一般拠出金額（ロ）（ホ）

（誤）「（記載なし）」 → （正）「0」

4. 41 ページ

- ・申告書 ⑨保険料・一般拠出金率及び⑬保険料率（イ）（ロ）

（誤）「（記載なし）」 → （正）「3.00」

雇用保険の被保険者の範囲

雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、
- ②31日以上雇用見込みがある場合

には原則として被保険者となります。

ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。

- 季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 4か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者
- 昼間学生

対象者すべてについて、「雇用保険被保険者資格取得届」の提出もれがないか、再度、確認してください。

事業内容又は製品名

事業の内容（製品名、作業工程）を具体的に記入してください。

⑤ 常用労働者、パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人

すべての被保険者（役員で雇用保険の資格のある人を除く）の賃金額を記入してください。

⑥ 役員で雇用保険の資格のある人

代表取締役は、被保険者となりません。取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等、従業員としての身分を有する者は、勤務形態、賃金報酬等の面からみて労働者的性格の強い者で雇用関係があると認められる者に限り、被保険者となります。（公共職業安定所での審査が必要です）

なお、実質的な役員報酬分は除きます。

※概算・確定保険料・一般拠出金申告書(事業主控)と一緒に保管してください。

名称	株式会社〇〇	電話	XXX-XXX-XXXX	具体的な業務又は作業の内容	和菓子の卸売業・小売業
所在地	〇〇市〇〇区〇〇-〇-〇	郵便番号	XXX XXXX		

雇用保険（対象者数及び賃金）						
被保険者						
①+②+③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨+⑩
(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)
3,634,681	12	3,044,281	1	400,000	13	3,444,281
3,426,770	12	2,795,370	1	400,000	13	3,195,370
3,590,241	12	2,978,421	1	400,000	13	3,378,421
3,664,857	12	3,042,357	1	400,000	13	3,442,357
3,534,794	12	2,924,754	1	400,000	13	3,324,754
3,714,060	12	3,084,440	1	400,000	13	3,484,440
5,205,100		5,205,100				5,205,100
0						0
26,770,503		23,074,723		2,400,000	12	25,474,723
3,872,690	12	3,248,970	1	400,000	13	3,648,970
3,717,840	12	3,100,680	1	400,000	13	3,500,680
3,678,106	12	3,073,406	1	400,000	13	3,473,406
3,775,633	12	3,138,893	1	400,000	13	3,538,893
3,744,939	12	3,136,679	1	400,000	13	3,536,679
3,699,282	12	3,071,542	1	400,000	13	3,471,542
7,506,200		7,506,200				7,506,200
0						0
29,994,690		26,276,370		2,400,000	12	28,676,370
56,765,193	144		12		156	54,151,093

雇用保険被保険者数	①の合計人数	申告書⑤欄へ転記
156	÷12=	13

雇用保険分	令和4年度	令和5年度
前	後	計
期	期	
分	分	
(令和4年4月1日～令和4年9月30日)	(令和4年10月1日～令和5年3月31日)	
①保険料算定基礎額	25,474	28,676
②保険料率	9.5	13.5
③確定保険料額(その1)	242,003.0	387,126.0
④確定保険料額(その2)		
合計	54,150	629,129.0

③ 確定保険料額(その1)

①欄に②欄の率を乗じた額を記入し、一円未満の端数が生じた場合であってもその端数は切り捨てないでください。

④ 確定保険料額(その2)

【労災保険分】③欄の(ニ) + (ホ)に一円未満の端数が生じる場合は、※の場合を除いて端数を切り捨てた額を(ワ)に記入してください。

※①欄の(イ)と(ヘ)の額、(ロ)と(ト)の額がそれぞれ同額であり、かつ、③欄の(ニ) + (ホ)と(ヌ) + (ル)の各々の小数点以下を足した結果、一円以上となる場合にのみ、その端数を切り上げた額を(ワ)に記入してください。

【雇用保険分】③欄の(ヌ) + (ル)に一円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額を(ワ)に記入してください。

(正) 一円未満の端数

① 保険料算定基礎額

適用期間（前期・後期）に該当する保険料算定基礎額を集計表から転記してください。

千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨ててください。

② 保険料率

【労災保険分】令和4年度労災保険率（またはメリット料率）を(ハ)に記入してください。

【雇用保険分】適用期間（前期・後期）に該当する雇用保険率を(チ)、(リ)に記入してください。

10 申告書の記入にあたって

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の保険料の計算にあたっては、申告書に印字されている保険料率を使用してください。

なお、令和4年度は雇用保険率が年度途中で変更しているため、一元適用事業の場合、確定保険料算定内訳の「⑨保険料・一般拠出金率」欄には、「32欄参照」と印字し、「⑫期間別確定保険料算定内訳」欄に適用される雇用保険率を印字するので、注意してください。

※口座振替を利用している事業はP.32もご覧ください。

一元適用事業・二元適用事業の判別

【※各種区分】欄の「保険関係等」が、「111」又は「311」と印字されている場合は一元適用事業に該当します。「711」と印字されている場合は二元適用事業に該当します。

○労災保険率(平成30年4月1日改定)

労災保険率は、事業の種類(業種)ごとに、業務災害及び通勤災害に係る災害率に応じ、54の区分に分類された**労災保険率表**により定められています。記入例の業種は「9801」のため、事業の種類は「卸売業・小売業」となります。労災保険率表は同封されている令和5年度版下敷を参照してください。

※労災保険率表では4ケタの業種番号の上2ケタが表示されています。

記入例の業種であれば98(9801)となります。

※一人親方等(第2種特別加入)の方は、「特1」～「特25」のいずれかで表示されています。

④欄「常時使用労働者数」⑤欄「雇用保険被保険者数」

◎令和5年3月31日以前1年間の1ヶ月平均使用労働者数を記入してください。

④⑤欄はP.16～17およびP.30にしたがって正確に記入してください。

令和5年度メリット制適用事業場には、ここに「メリット」と印字されています。

⑮欄「申告済概算保険料額」

事業主が令和4年度に申告した概算保険料額です。

⑳欄「期別納付額」

延納した場合の期別保険料額を記入してください。

納付期限
 全期 第1期 7月10日
 第2期 10月31日
 第3期 1月31日

今期納付額を記入

※金額の前に必ず『¥』記号を記入してください。

※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(もし書き損じたら新たな領収済通知書(納付書)により納付してください。)

※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんので、ご注意ください。(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書(納付書)に印字されている所在地・名称等は訂正しないでください。
 口座振替を利用されている場合、領収済通知書での納付はできません。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力設定コード

①労働保険番号 XX101234214-00

③常時使用労働者数 15 ⑤雇用保険被保険者数 13

⑦区分 ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額

労働保険料(イ)	
労働保険料(ロ)	56764
労働保険料(ハ)	54150
労働保険料(ニ)	
労働保険料(ホ)	
労働保険料(ヘ)	56765

⑪区分 ⑫保険料算定基礎額の見込額

労働保険料(イ)	
労働保険料(ロ)	56764
労働保険料(ハ)	54150
労働保険料(ニ)	
労働保険料(ホ)	
労働保険料(ヘ)	56765

⑮申告済概算保険料額 693

⑰差引額	⑱不足額	⑲不足額
	106,392	106,392

納付期	⑳(イ)概算保険料額	㉑(ロ)労働保険料未払額	㉒(ハ)雇用保険料未払額
第1期	336,539		106,392
第2期	336,539		336,539
第3期	336,539		336,539

⑳事業主の所在地 ○○市○○×-×-×
 ㉑事業名称 株式会社○○

⑫期間別確定保険料算定内訳	⑬(イ)労働保険料算定基礎額	⑭(ロ)労働保険率	⑮(ハ)確定保険料
前期分	26,770 千円	3.00	80
後期分	29,994 千円		89
合計	56,764 千円		170

領収済通知書(労働)

30840 ※取扱庁名 ○○労働局 ※取扱庁番号 0007533

労働保険番号 XX101234214-00

納付の目的
 1. 令和5年度 第1期
 2. 令和4年度 確定

(住所) 〒XXX-XXXX

氏名 株式会社○○

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は収入代理店)、所轄都道府県労働局

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

提出用

令和5年 7月 3日

あて先 〒 XXX-XXXX

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇労働局

労働保険特別会計歳入徴収官殿

（なるべし）折り返しは「〇」で記入してください。また、〇の場合には折り返し「〇」の所は折り返し「〇」で記入してください。

(正) (イ)(ロ) (イ)(ロ) 3.00

Header information form including labor insurance type (労働保険種別), prefecture (都道府県), and dates (算定期間).

Table for confirmed insurance premiums (確定保険料) for labor, disaster, and employment insurance, including general contribution amounts.

Table for estimated insurance premiums (概算・増加概算保険料) for labor, disaster, and employment insurance.

Form for business details including postal code (郵便番号), phone number (電話番号), and application count (延納の申請 納付回数).

⑧⑩⑫⑭⑲⑳の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

Summary table for estimated insurance amounts (⑱ 申告済概算保険料額, ⑲ 申告済概算保険料額, ⑳ 増加概算保険料額).

Table for payment schedule (⑳ 期別納付額) showing amounts for each period.

Form for business information (㉕ 事業又は作業の種類, ㉖ 加入している労働保険, ㉗ 事業主).

Form for business address and details (㉘ (イ)所在地, ㉙ (ロ)名称, ㉚ 作成年月日).

Table for period-by-period breakdown of insurance amounts (㉛ 期間別確定保険料算定内訳).

切りはなさないで下さい。

海外派遣と記入してください

この金額は印字されていますので金額に疑問のある場合は、訂正せず管轄の労働局に照会ください

概算保険料の延納は、概算保険料額が20万円以上の場合3期に分割可能となります

領収済通知書欄については、P.18、P.19を参照してください。